

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号,

直送済

平成26年(ワ)第14号, 同第165号, 同第166号 原状回復等請求事件

原告 中島 孝 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(32)  
(原告らの求釈明(その2)に対する回答)

平成29年2月28日

福島地方裁判所 第一民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

原告らの2017年(平成29年)1月30日付け求釈明申立ての第1の各求釈明事項について, 以下のとおり回答する。

なお, 原告らの上記求釈明は, 本件原発において過去に実施された工事内容等の詳細を問うものであるが, 本件事故当時, 本件原発において過去に実施された工事

に関する資料は基本的には全て本件原発内部に保管されているところ、現在、本件原発内部は高線量の状態にあり、過去の工事に関する資料の確認作業を行うことには限界があり、また、実際の施工箇所の確認も行うこともできない。

したがって、本書における原告らの求釈明に対する回答も、かかる状況の下、当該求釈明を受けて被告東京電力において調査を尽くした限りでのものであることをご理解いただきたい。

1 「1 防護の対象となった建屋の範囲について」

O. P. + 4 m盤に位置する海水系ポンプは、本件原発1号機ないし6号機のタービン建屋地下階と海水配管トレンチないし電源ケーブルトレンチで接続されている。したがって、求釈明に係る「建屋地下階」とは「タービン建屋の地下階」を意味する。

2 「2 貫通部等について浸水防止のための工事を行った号機について」

海水配管トレンチは、海水系ポンプから汲み上げた海水をタービン建屋まで移送するための配管を収納したトレンチであり、電源ケーブルトレンチは、タービン建屋から海水系ポンプ用モーターに電力を供給するためのケーブルを収納したトレンチである。各トレンチとタービン建屋との接続関係については、大要、別紙<sup>1</sup>のとおりである。

その上で、被告東京電力において調査した限りでは、被告東京電力準備書面(25)の5頁において述べた本件原発6号機の非常用ディーゼル発電機冷却系海水ポンプに係る工事の外、本件原発のうち、少なくとも3号機では2003年(平成15年)12月に、4号機では2009年(平成21年)1月に、それぞれタービン建屋地下における海水配管トレンチないし電源ケーブルトレンチの接続高さが2002年(平成14年)2月の想定津波高さ(O. P. + 5. 4~5. 7メートル)を下回ることとなった箇所について、浸水防止工事が実施されている

---

<sup>1</sup> 被告東京電力が作成・公表した平成23年6月1日付け「福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含む水の外部への流出防止計画について」より抜粋して作成。

ことを確認した。もっとも、その具体的な工事の内容は、各貫通部にはもともと鉛毛等による浸水防止措置が既になされており、2002年（平成14年）2月の津波再計算によっても直ちに安全性に影響が生じたわけではなかったが、より一層の安全性の積み増しの見地から、改めてより強固な部材であるモルタルやシリコンを用いてのシール措置を実施したものである。

なお、他の号機においても同様の工事が実施されているかどうかは、現時点では確認ができていないが、実際にそのような浸水防止措置を講じるかどうかは、単にトレンチの接続高さのみならず、タービン建屋内の配線等の位置関係や距離等も踏まえて総合的に判断されたものと考えられ、全ての号機において一律に同様の対応がされたかどうかは不明である。

### 3 「3 津波による浸水から防護すべき対象とされた整備について」及び「4 技術基準省令62号3条1項との関連について」

当時の技術基準省令62号4条1項は、原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が、想定される津波により原子炉の安全性を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならないと定めている。

この点、原告の求釈明にある「津波による浸水から防護すべき」や「技術基準省令62号4条1項の要求に対応する」という趣旨が不明瞭（技術基準省令に法的に義務づけられたものとして行ったか否かを問うているのか、それとも単に技術基準省令の「精神」等に合致するものとして行われたものかどうかを問うているのかが定かでない。）であるが、本件原発において実施された上記2の工事は、前述したとおり、既に浸水防止措置が施されている貫通部について、より一層の安全性の積み増しの観点から自主的に浸水防止措置を実施したものであり、当該工事を技術基準省令62号4条1項に法的に義務づけられた措置として行ったものではない。

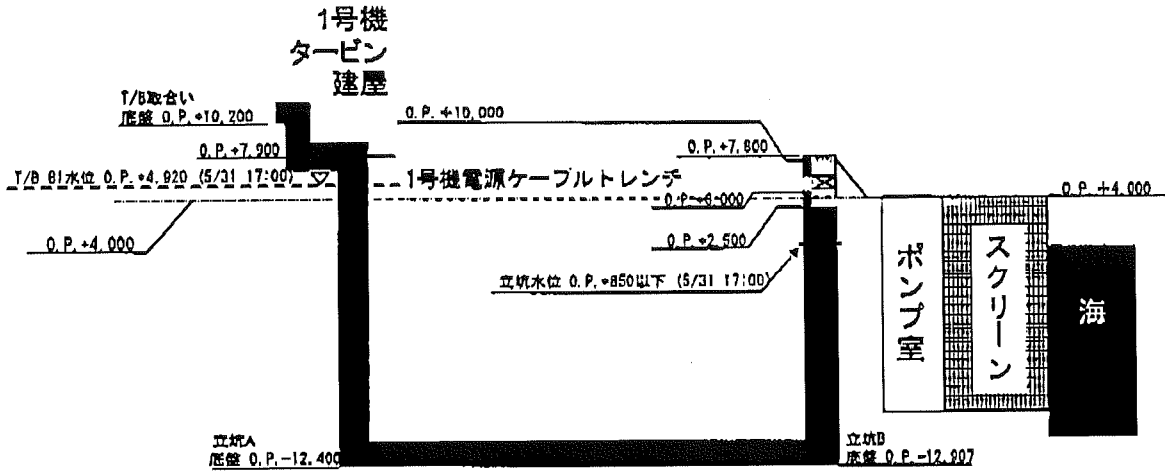
なお、事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならないとされているが（電気事業法

47条), 上記穴仕舞工事の性質から, 特に認可申請も行っておらず, 被告国への報告を行った事実も現時点では確認できていない。

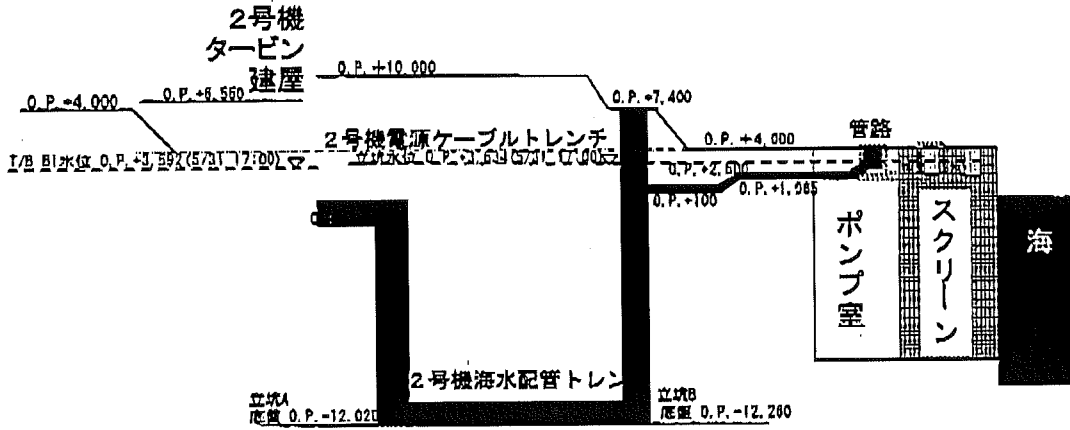
以上



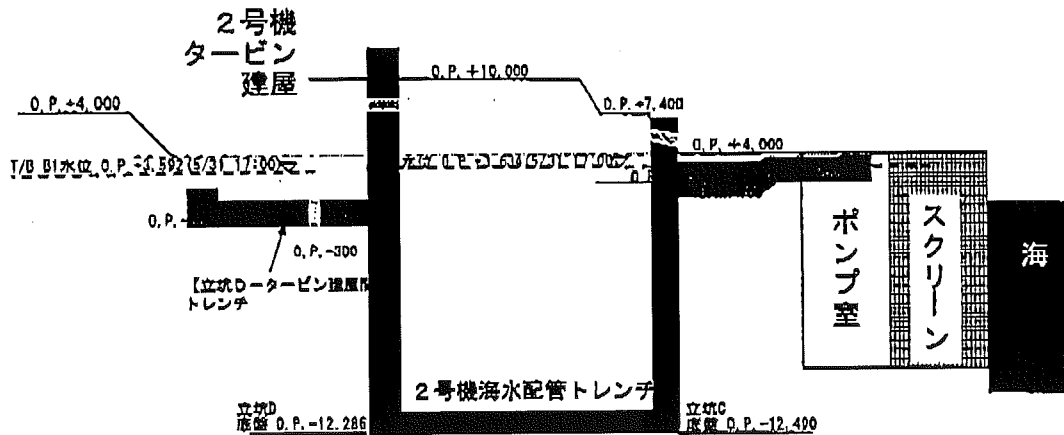
1号機海水配管トレンチ (a-a断面)



2号機海水配管トレンチ (b-b断面) 1号機海水配管トレンチ



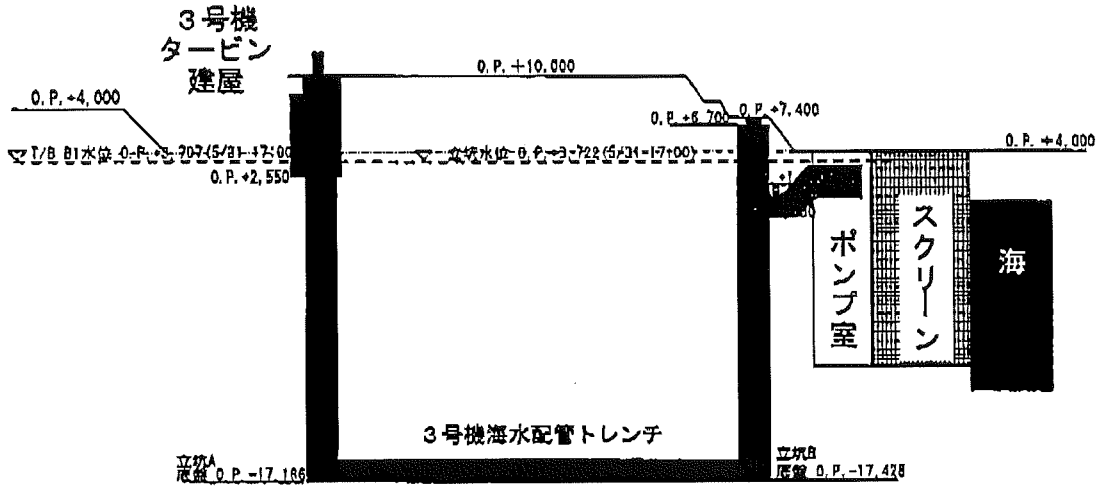
2号機海水配管トレンチ (b'-b'断面)



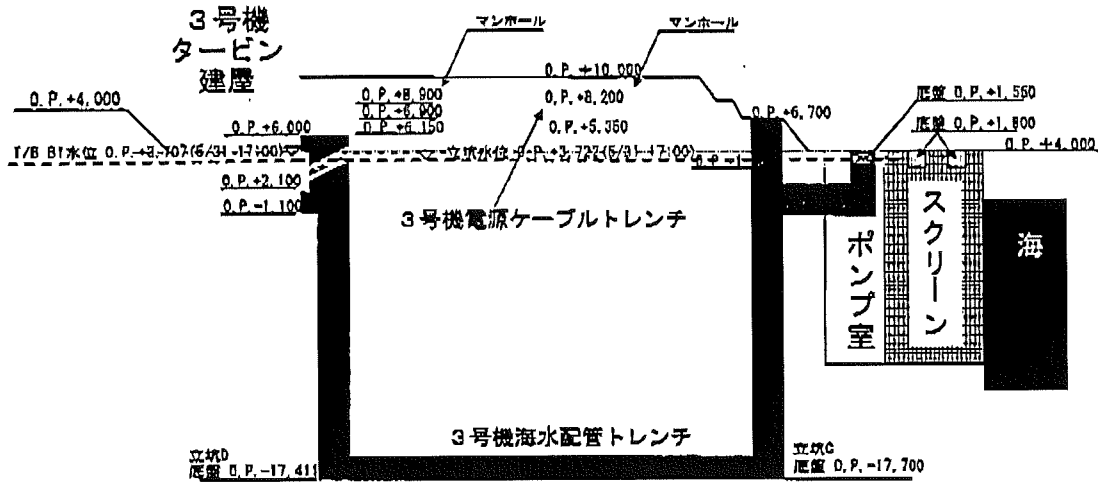
1~4号機海水配管トレンチ 縦断図 (1/2)

3号機海水配管トレンチ (c-c断面)

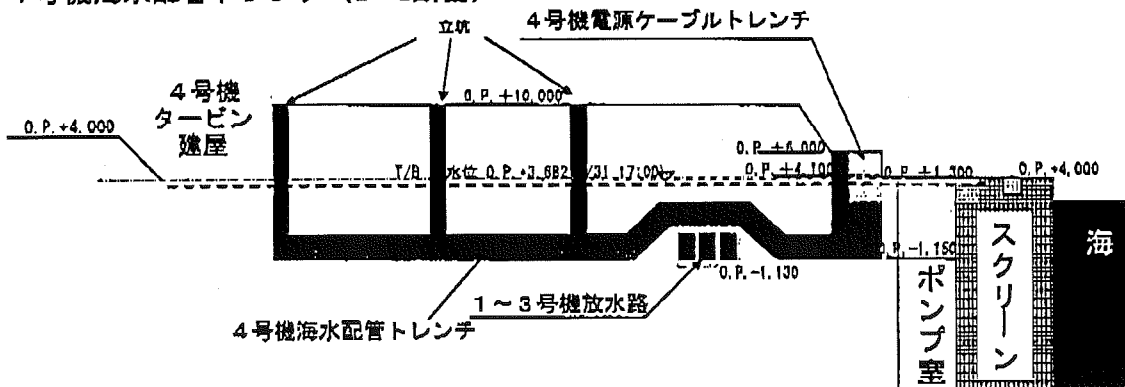
2011.5.31確認時点



3号機海水配管トレンチ (c'-c'断面)



4号機海水配管トレンチ (d-d断面)



1~4号機海水配管トレンチ 縦断図 (2/2)